

# 神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例(案)の 骨子について皆様の御意見を募集します

## 1 趣旨・背景

この条例は、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）が保有する、医療機関に対する診療報酬返還金や資格喪失後受診・負担割合相違による保険給付費返還金等の全ての金銭債権(※1)について、事務処理規定を定めることにより、債権管理事務の明確化及び効率化を図るものです。

当広域連合では、これまで地方自治法及び地方自治法施行令の規定に則り、債権管理を行ってきました。また、必要に応じて、納期限内にお支払いいただくことが困難な場合には、法令に従い分割納付を認めるなど、債務者(※2)の状況を考慮しながら債権の回収に努めてきました。

一方で、債務者によっては所在不明であったり、生活困窮状態により完全に納付資力を失っている場合など、強制執行(※3)などの法的措置も出来ない、事実上債権の回収が困難な事案が発生しております。

こうした状況の下で、債権管理事務を明確化し、適正な管理を推進するために債権管理条例の制定を行います。

## 2 条例制定の効果

### 📁 債権管理の一層の適正化

債権管理に必要な手続きや基準を定めることで、債権管理の一層の適正化を図ります。

### 📁 公平性及び円滑な行財政運営の確保

債権管理の事務手続きを明確化することで、公平性及び円滑な行財政運営を確保します。

## 3 条例案の骨子

### (1) 定義

広域連合の債権は、金銭の給付を目的とする広域連合の権利として定めます。

### (2) 督促

履行期限までに履行されない場合は、期限を指定して督促を行う規定を設けます。

納付期限を過ぎても納付が確認できない場合は、督促状を送ります。

### (3) 強制執行

督促を行った後、相当の期間を経過しても支払いが履行されない場合など、強制執行を行う規定を設けます。

納付資力があるにも関わらず、督促状を送付しても納付が確認できない場合は、裁判所による差押え等の法的措置や訴訟等による請求を行います。

### (4) 徴収停止 (※4)

債務の履行が困難と認められる場合は、一定条件により徴収停止できる規定を設けます。

履行期限が過ぎてから相当の期間が経過してもなお完全に履行されない債権について、債務者が所在不明かつ財産がほとんどない場合や債権金額が少額で取立てに要する費用額に満たないと認められる場合等に、徴収を停止することとします。

### (5) 履行延期の特約等 (※5)

債務者が無資力やこれに近い状態で、履行期限内に納付することが困難な場合など、やむを得ないと認められる場合は、履行期限を延長することができる規定を設けます。

「履行延期の特約等」とは、履行期限を延長する措置です。具体的には、債権の金額を適宜分割し、履行期限を新たに定めて納付することが出来ます。

### (6) 免除

履行延期の特約後、10年を経過してもなお無資力で納付の見込みがない場合は、債務を免除できる規定を設けます。

### (7) 債権放棄

広域連合の管理する債権で、事実上回収の見込みがない一定の要件に当てはまる債権に限り、債権放棄できる規定を設けます。

主な要件は以下の場合を想定しています。

- ア 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難な場合
- イ 破産などで債務者がその責任を免れた場合
- ウ 徴収停止の措置を行った場合、相当の期間を経過した後も弁済の見込みがない場合

## 4 用語の説明

|           |   |
|-----------|---|
| 金銭債権 (※1) | 金銭の給付を目的とする債権                               |
| 債務者 (※2)  | 金銭を支払う義務のある者                                |
| 強制執行 (※3) | 裁判所による滞納者の財産差し押さえや、その財産を金銭に換えることで債権に充てる強制措置 |
| 徴収停止 (※4) | 地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、債権の徴収を停止する措置            |

|             |                                      |
|-------------|--------------------------------------|
| 履行期限の特約（※5） | 債務者が債務を履行しなければならない期限について、特別な約束をすること。 |
|-------------|--------------------------------------|

## 5 今後のスケジュール

令和3年3月の令和3年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会に条例案を提出し、議決を得た後、令和3年4月施行を予定しています。